

排雪は指定の場所へ

これから本格的な除排雪のシーズンとなり、町民の皆様も何かとご苦労されることと思います。

宅地内の排雪を行なう場合は、町が指定している雪捨場へ運ぶようにお願いします。(図参照)また、安平川沿いの排雪(追分地区)については従来どおり町が行いますので、車両通行に支障がないようフェンス沿いに堆積願います。

問合せ 建設課 ☎ 2496

雪捨場案内図

雪捨場は多くの方が利用する場所ですので、次の方の利用を考えて奥の方から順次捨ててください。

①追分地区



②安平地区



③早来地区



④遠浅地区



歩行型除雪機による事故を防ごう!!

毎年、雪のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。除雪機を使う際には次の点に注意して操作しましょう。

- ①作業を行う前に必ず取扱説明書をよく読んで正しい使い方を理解しましょう。
- ②雪詰まりを取り除くときは必ずエンジンを停止し、回転部（オーガ、ブロワ）が完全に停止してから雪かき棒を使って行いましょう。
- ③回転部に近づくときは必ずエンジンを停止し、回転部が完全に停止してから作業を行いましょう。
- ④発進時は、転倒したり挟まれたりしないよう、足もとや後方の障害物には十分注意しましょう。
- ⑤除雪作業中は、雪を飛ばす方向に人や車・建物がないことを確認しましょう。また、除雪機の回りには絶対に人を近づけないようにしましょう。

問合せ (社) 日本農業機械工業会/除雪機安全協議会

☎ 03 - 3433 - 0415

ホームページ <http://www.jfmma.or.jp>